

「医療情報取得加算について」

令和6年6月1日より、以下の体制を満たしているため「医療情報取得加算」を算定しております。

- ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・ 受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

- ◆ 医療情報取得加算1（初診） 3点（健康保険証を利用した場合）
- ◆ 医療情報取得加算2（初診） 1点（マイナ保険証を利用した場合）
- ◆ 医療情報取得加算3（再診） 2点（3か月に1回）（健康保険証を利用した場合）
- ◆ 医療情報取得加算4（再診） 1点（3か月に1回）（マイナ保険証を利用した場合）